

# 清末山西における鉱山利権回収運動と青年知識層

## 土 屋 洋

### はじめに

日本における利権回収運動、ならびにそれと密接に関連する対米・対日ボイコット運動や四川保路運動（鉄道国有化反対運動）の研究は、それら運動が辛亥革命の直接・間接の前提になつてゐるということから、辛亥革命の歴史的性格、ひいては中国における「近代」を考察する上で重要な課題として、戦後間もない頃から着手されてきた。概してこれら從

来の研究は、その特色として、運動の考察を通じて中国における資本主義の発達を読み取ることに力点を置いていた、といふことができる。そこでは、ナショナリズムや国民国家としていた問題について語られることもあったが、しかしながら、そうした政治的諸問題は、それそのものとして正面から考察

されることはなかつた。つまり、緻密に運動の政治過程が考察されるとしても、その過程は当時の経済的条件にもとづくものとして、それに置き換えて初めて議論がなされてきたのであり、一国の発展段階論を基軸とする社会経済史的文脈に還元されてはじめて語られたに過ぎなかつたのである。

例えば、清末以降の対外ボイコット運動ならびに利権回収運動に対し最も包括的な検討を加えた菊池貴晴氏は、こうした一連の運動の性格を概括して、「ボイコット運動は、いわば弱体な民族資本が各階級の援助をうけ、その最も基本的課題である国内市場の指導権を外国資本から守り、自らも発展しようとする闘争なのである」と述べるように、「民族資本」の形成と運動の発生との因果関係を重視する。同時に、「中國における民族意識は、アヘン戦争、太平天国革命、日清戦

争、戊戌変法、義和團事件を経由して徐々に形成されるが、

要するに資本主義の成長発展に即応したものである」と述べるのであり、またそのような民族意識は「外貨や外資に反対して、国内市場を確保・拡大し、民族の名の下に民族内部の階級闘争を麻痺させようとする利己的」な資本家層の狙いに端を発するものとする。つまり資本主義の発展とともに、エゴイズムをその属性とする資本家層によって「民族意識」が階級イデオロギーとして喚起され、そうした「民族資本家」が、自らの利害関心にもとづいて運動を引き起こす、という理解がなされるのである。<sup>(2)</sup>

本稿が考察の対象とする山西の運動についても菊池氏は専論を残しているが<sup>(3)</sup>、そこでの氏の議論も一連のボイコット運動における議論と軌を一にする。氏は山西を「後進地」と位置づけつつも、やはりそこで運動は、「民族資本」の発展を前提としてはじめて起りえた、とする。したがって、運動の主体も当然「民族資本家」と規定され、彼らが発揚するナショナリズムによって運動が進展するものとする。ただ、山西は何分「後進地」で資本蓄積も少なかつたため、ナショナリズムの赴くところ強引に利権が回収されても、その後經營に行き詰まり、官僚に援助を仰ぐといった封建色を強く残す

こととなつた、と結論づけるのである。

しかしながら、運動の主体を氏が言うように「民族資本家」とする点には、疑いを容れる余地がある。本稿が山西という地域を問題とするのも、菊池氏同様「後進地」における運動のあり方を考察することで、清末における一連の運動の性格をあらためて把握しなおしたい、という意図に発するが、では一体、「後進地」である山西においても、菊池氏が「嵐のようなナショナリズム」と称するほどの激しい運動が展開したのは何故なのか。山西を「後進地」と規定するからには、運動の誘因を一元的に「民族資本」の成長に帰するのではなく、別の運動の力学があつてしかるべきであろう。果たして菊池氏が述べるように運動の主体を「紳商＝民族資本家」とすることは可能なのか。

本稿はこのような関心から、この運動に関わった各勢力の姿勢、意図、および各勢力間の関係等について、運動の具体相に即した考察を行い、菊池氏の「民族資本家」論の妥当性を検討することを意図する。このような検討は、あらためてこの運動の歴史的性質を把握すること、ひいては清末における一連の運動の全体像を検討する手がかりにもつながるであろう。

## 一 磺案の禍始

山西における運動は、イギリス企業である福公司との鉱山開発に際する借款契約を発端とするが、こうした共同事業は、

日清戦争以降資本輸出が可能となつた日本および欧米各国の中国進出と、洋務運動以降の改革的氣運が高まるなか、富国強兵を果たそうとする清朝側の目論見との狭間で生じることとなる。

光緒二一（一八九五）年、清朝は富国策の一環として、御史王鵬運の奏請にもとづき、諭旨を発して、官の監督下で「商弁」を許し、富裕で声望ある「紳商」を公擧して局董に任じ、各省城に商務局を設立するよう各督撫に命じた。<sup>(4)</sup>これは各地の産業を活性化させ、「商利」の拡大を期するもので、この命を受けた山西巡撫胡聘之（一八九五～九九在任）は、山西出身の刑部候補郎中曹中裕、候補道冀以和、候選知府劉篤康等を起用し、省都太原に商務總局を設立する旨を上奏した。<sup>(5)</sup>局員として挙げられた人物は、官職から見て捐納買官の紳商層に相違ないが、商務局はこうした地域の富裕層を参与させることで、財政窮乏のなかで在地の民間資本を利用した

富国策を推し進め、同時に全国的に商秩序を整備することによる課税強化、ひいては政府收入増加を目指して設置されたのである。山西商務局が設立されると、鉱山開発、鉄道敷設等の事業に着手すべく、早速「山西商務總局集股章程」が作成され、資金の募集が開始された。<sup>(6)</sup>

この商務局を設立した巡撫胡聘之は、後に福公司との借款契約を批准する当の本人であるが、光緒二二年には總理衙門に宛てて、「晋省の煤鐵の利は天下に甲たり。太原、平定、大同、澤〔州〕、潞〔安〕等の属、所在に皆な有りて、ほどんど之を取るも尽きず。此の財用匱乏なるに当たり、正に宜しく法を設けて攻採し、以て利源を開きて國用を佐くべし。臣去冬任に抵るの後、即ちに經でに周く諮り博く訪い、弁法を籌議す。大抵本地の開採は、専ら人工を持み、利を獲ること甚だ微かなれば、必ず須からく改めて機器を用うべくして、西法を按照して採取し、出貨多く且つ速かにして、事半ばにして功倍するを期すべし」と述べ、山西の鉱山資源を「國用」に資すべく、大規模に開発することを提案している。胡聘之は、當時創刊された変法派の雑誌『時務報』を所属の官僚や書院の学生に閲覧させていた<sup>(7)</sup>、というから、変法派に対しても一定の理解を示していたものと考えられるが、こうした彼

が「西法」による効率的採掘を旨指したことが、後日における借款契約の締結を大きく促すことになる。

山西においても、一八八〇年以降アヘンおよび綿花、綿布等を中心とする外国商品の流入はきわめて顯著であった。<sup>(10)</sup>とりわけ日清戦争以降、日本が中国への企業進出の足がかりを得ると、同時に最惠国条款を有する各国もまた利益の均霑にあずかって、各々清朝と交渉することによって鉱山権区域を定めるとともに、外国商人は争って鉱山に対する投資の方法を講じるようになった。こうしたなか、山西の豊かな鉱山資源に着目し、その採掘権獲得を画策した外資企業がイギリスの福公司（北京シンジケートあるいは英伊シンジケート）である。福公司は一八九七年春ロンドンにおいて、イギリスおよびイタリアが共同出資して、当初資本金二万ポンドで設立された企業で、イタリア駐華大使館のアンジェロ・ルザッチ（Commandatore Angelo Luzatti 中国名 羅沙第）が初代の支配人に着任した。<sup>(11)</sup>

福公司は、ひとまず『老残遊記』で知られる候選知府劉鶴および総署章京方孝傑ら他省の紳商による「商弁」の晋豊公司と手を組み、福公司からの借款に基づく晋豊公司的「独自開弁」を主内容とする契約を取り付けようとする。その草案は、光緒二三年九月初三日に胡聘之からの批准を得、さらに翌二四年には、より体裁が整えられた『晋豊公司弁礦章程稿』が一〇条にわたって取り決められた。<sup>(12)</sup>この章程は、海関税を抵当とした国家による借款・開業はもはや不可能で、官の指導下での「商借商還」がもつとも流弊少なし、とする劉鶴の考案に発するものであったが、劉鶴および方孝傑に対する周囲からの風当たりは厳しく、山西京官の御史何乃瑩や左都御史徐樹銘等から弾劾の声が上ると、正式な契約には至らなかつた。<sup>(13)</sup>何乃瑩は山西商務局局員に挙げられた人物で、この彈劾も、他省の紳商の介入を嫌つた紳商同士の利権争いと見ることもできる。

ここで弾劾を受けた劉鶴、方孝傑ならびにその晋豊公司について、その名義を章程上から一律削除し、すべて山西商務局に肩代わりさせることによって、光緒二四年閏三月二七日総理衙門が議定貞奏し、四月初二日同衙門において福公司的ルザッチと山西商務局の曹中裕との間で調印がなされたものが、二〇条にわたる『山西開礦製鐵以及転運各色礦產章程』（以下『章程』）であった。

その主な内容は、第一条に「山西商務局は山西巡撫の批准を稟奉し、盂県、平定州、潞安、澤州と平陽府属の煤鉄より

以て他處の煤油に及ぶまでの各礦を専弁す。今批准せる各事を將て、福公司に転請して弁理せしめ、六十年を限りて期と為す」、第二条に「山西商務局は山西巡撫の批准を稟奉し、自ら洋債を借り、一千万両の数を過ぐるを得ず」とあるよう、山西商務局は一〇〇〇万両を限度とする借款を得ることで、山西巡撫に認可された山西省内一県一州三府の石炭・鉄鉱および他地域における石油の採掘「専弁」権を、六〇年を期限として福公司に「転請」して業務を委ねる、というものであった。要は、該地の採掘独占権を、借款と引き換えに期限付きで譲渡したもの、とひとまず理解できるであろう。同時にここで、実際の業務は福公司総董がこれを取り仕切り、商務局總弁はそれに協力すること「第三条」、利益の配分として、毎年生産高に応じて鉱区使用のための生産者税として五パーセント、ならびに純利益の二五パーセントが配当金として清朝政府に支払われること「第六条」等といった点も確認された。<sup>(1)</sup>

ところで、この『章程』の調印までに至る間、福公司側は、イギリスおよびイタリア公使を通じて、早期の『章程』成立を求める圧力をしきりに加えていたのではあるが<sup>(2)</sup>、もとより一方の清朝側も、總理衙門がこの契約への裁可を求めた奏摺

こうした清朝の姿勢は、この『章程』成立の同年光緒二十四年十月六日に、同年設立の礦務鐵路總局ならびに總理衙門会同のもと奏定された『礦務鐵路公共章程』からもうかがうことができる。当時の清朝の礦務行政は、まだ全国に通行する法規が存在しない状況であったが、これによって初めて礦務

に「若し深く閉じて固く拒めば、うたた利權の旁落するを恐る。何ぞ豫め之が地を為し、猶お操縦すること自らなるを得るに如かんや」とあるように<sup>(3)</sup>、各国の圧力による利權喪失の危機を感じ取っていながら、あらかじめ機先を制して章程を取り決めることで、無制限な進出を防ぎ、「操縦すること自如」という有利な状況にもつていけるという認識を抱いていた。こうした認識が、一方で清朝をこの契約の締結へと向かわしめたのであるが、その背後には、「現在中国の商情、股を集むること易からず。僅かに土法を用いて開採するのみなれば、實に効を成すを觀難きに係る」と同奏摺で述べられるような、国内資本の不足と採掘技術の遅れという現状があつたのであり、そうした状況下で富国策をなんとか進めようとしたところに、借款契約を結んで外國企業をうまく利用していこう、という積極的ねらいを抱く余地が清朝に生じてくるのである。

についての全国に通行する規定が示されることとなつた。そこでは主に、自國資本が十分の三以上あれば外國資本を導入して開礦しうる、という内容が示されたのであるが、これも「官弁なれば則ち公款籌り難く、商弁なれば則ち私財給らず、官商合弁なれば則ち商惟だ制を官に受くるを恐れ、亦た信を民に取り難く、瞻顧して徘徊し、事機坐ながらにして失す。是れ惟だ華商承弁し、洋股を附すを許し、互いに相い維制せしめば、此の法誠に良し」という官も商も鉱山開発の資本を拠出できない苦しい状況において、機会を逃すことなく開礦を緒につけるため、外資を導入して商弁で事業を始めよ、とする伍廷芳の提言にもとづくものであつた。<sup>(20)</sup> ここからも清朝の外資導入に対する積極性がうかがえよう。

このように、山西における『章程』は、洋務から變法へと

改革的氣運が高まっていく当時の清朝にあつて、富國強兵といふ目標がより切実なものとして受け止められるようになる一方、鉱山開発という巨額の資金と技術を要する事業に着手する術を官も商も知らない状況で、なんとかそれを推し進め、早期の成果をあげようとするための窮余の策であった。この『章程』の締結を、後の運動家は壳国的行为と批判するのであるが、しかしながら必ずしもそうした批判は当たらない。

『章程』は當時置かれた状況のなかで富國強兵を果たそうとするための可能な選択肢の一つであったのである。ただ、この後義和團事件を経て、各国による圧力がますます高まっていくなかでは、もはやこの『章程』訂立時に見えた「操縦すること自如」たらしむという清朝の自論見は、たかだか二〇条の原則的合意に過ぎないこの契約に依つていては、崩れていかざるを得なかつた。

さて、清朝のこの『章程』に対する姿勢は以上のようであつたが、一方、商務局に集つた紳商層が『章程』の成立とどのように向きあつていたのかも同時に検討する必要があろう。当時の紳商層は、清末民国期の山西の状況をよく伝える太原県居住の一舉人劉大鵬の日記によれば、次のように描かれる。

各州県の郷紳、皆捐納の階職に由りて寅縁、奔競し、宰官に讒媚して得たりとす。一たび公事に遇わば、官勢を藉り利を漁りて民を害し、官も亦た依りて爪牙と為し、百姓の脂膏を朶削す。名は郷紳と曰うも、其の実市儈なり。<sup>(21)</sup>

ここでは、表向き「郷紳」と呼ばれるが実は「市儈（商人）」であるという、まさに紳商と呼ぶべき者たちの、捐納で得た

官職をたよりに利を漁る姿が、反感を込めつつ描かれている。

劉大鵬は、儒教的教養に根ざした伝統的知識人であり、このような保守層からすれば、紳商層のひたすらに營利活動に從事する姿は、この記述するところのように映つたのであろう。

晋豊公司の劉鶴は、こうした紳商の當利主義こそが、利の源泉である利権を守ることにつながり、外国企業と結託しての不正を防ぎ、ひいては民にも清朝にも裨益するとして、これを是認していた<sup>(23)</sup>。だが『退想齋日記』の作者同様、保守層からはそうした紳商の當利主義的な在り方こそが激しい批判の対象となっていた。御史である何乃鎧と徐樹銘が劉鶴および

方孝傑を彈劾した、ということは先に述べたが、この他にも、『章程』訂立までに至る間、山西籍の官紳の間からは、劉鶴、方孝傑や商務局局員に対する批判・彈劾の声がいくつかあがっている。そうした主張を代表するものとして、山西の挙人張官等による都察院への呈訴がある。ここでは批判の矛先が、晋豊公司的劉鶴、方孝傑ならびに商務局総弁曹中裕および賈景仁へと向けられ、「撫臣利を興すの挙に急ぎてより、外洋遂に窺伺の端を起こし、而して私団に便せんと欲する者、劉鶴、方孝傑、賈景仁、曹中裕の若きは遂に群起して力めて之を成さんとし、國家の利害を計らず、輿情の順逆を顧みず、

只だ自ら貪囊を飽かすを期するのみにして、実に已に国本を「隱かに傷つけり」というように、彼らが、胡聘之の性急な富國政策に便乗して、國益も世論も顧みず、私利を貪るために事業を進めていた、と述べられる。更には「現に聞くならく、方、劉、賈、曹の四人、都門に群集し、賈景仁屢しば義、俄両国人及び方、劉一人に請いて、暗中慾憲し、西洋を挟みて以て自ら固め、必ず為さんと欲する所を為さんと欲す。而して洋人も亦た該員等の詭謀に憑藉し、以て其の驕志を逞しうす」と、商務局と福公司の癒着のさまが明々白々に述べられるのである。

もつとも、こうした劉鶴や商務局局員に対する批判をそのまま事実として鵜呑みにすることはできまい。張官は、鉱山開発に際して「土人を以て土法を行うに若く莫し」と旧態依然の採掘法に従うことを提案し、それによって「設し其れ利あらざるも、而れども亦た國を損なう無し。豈に甚だ善からずや」と述べるように、典型的保守層に属する。したがって、性急に利を求める紳商層の姿勢を批判するこうした主張から、必ずしも彼らを清朝や人民の利益に反する存在であったと考える必要はなかろう。むしろここで考えるべきは、彼らが利を興すことに性急であったという点であり、そ�である以上、

当時の民間資本が未発達で、獨力で事業を起こすことが不可能な状況においては、大きな資本と技術力を有する外国企業との共同事業は、彼らにとつて大きな魅力と感じられたであろう、ということである。『支那經濟全書』は、前述の『礦務鉄路公共章程』の制定以来、外国企業による対華投資は増大し、それとともに「氣運ノ向フ所ニ從ヒ外國商人ト共同シ又ハ其承弁ニ委ネテ坐ナガラ採鉱ノ利益ヲ獲得セントスル」紳商層が多く出現したと述べているが、これは、自らの資本は少なくとも、事業を行うための資金と技術を仰げ、安定した利益を見込める外国企業との事業提携に、紳商が雲集していったことを示すよい例証であろう。山西商務局も、当初は八〇〇万両を全国から募集しようとしたが、結局は七〇〇余万両を集めえたに過ぎなかつた。<sup>(27)</sup> こうした資金不足こそが、利を急ぐ紳商たちをして、福公司との事業提携へと積極的に向かわしめたのである。彼らが利を求める以上、外国企業との提携は必然のものであつた。

## 二 運動の前哨

### 一 官僚・紳商層の対応

山西における義和團の運動も熾烈を極めたが、こうした混

乱によって、『章程』の成立以降も福公司は山西において何ら具体的な活動を進めることなく、数年の空白期間が存在した。一方の清朝側も、この間の八カ国連合軍の北京占領から北京議定書へと続く各国からの更なる圧力の高まりに、当初想定していた「操縦すること自如」たらしむという礦務政策における企図は、次第に崩れていった。

光緒二七年（一九〇一）十一月、危機感を強めた清朝が、山西、河南における鉄路および礦務の利権保護を命ずる上諭を発すると、時の山西巡撫岑春煊（一九〇一～〇二在任）は省内礦務の調査を行い、その結果、総署にあてた公稟中で「〔光緒〕二十四年」当時に在りては総署の諸君、外情を熟悉し、或いは其の時の國力尚お強きを以て、別に操縦の術有りしも、今は則ち時艱愈いよ亟かにして、抵制愈いよ難し。若し預め補救の方を籌らざれば、則ち全晉の利権將に佔尽せられん」と述べ<sup>(28)</sup>、現状で『章程』に依拠していくには、もはや「操縦の術」は手にしえないと認識するに至つた。彼は、とりわけ『章程』第一条の問題点として、

- ①六〇年という期限は『章程』の成立時から起算するのか、それとも開礦時から起算するのか。福公司に「專弁」を許した三府一州一県が広大で開礦地が一個所に止まらない以

上、仮に開礦時から起算すると、ある鉱区は期限が切れても、別の鉱区はまだ切れないということが起り、期限が果てしなく延びる恐れがある。

②「他處煤油各礦」の六字については、まったく地域の限定がないため、無制限に侵占を被る恐れがある。

と指摘した。岑春煊はこうした『章程』の不備に対する対処策として、福公司が事業に着手していないう段階で、福公司への開採許可地において開弁を行えば、福公司はその後それを侵す理はないとして、「公法」に依りつつ先行して開発を行いう案を示した。しかし、岑春煊のこの策は実行に移されることなく、次期の趙爾巽に引き継がれることとなる。

護理巡撫の山西布政使趙爾巽（一九〇一～〇三在任）も岑春煊と同様「利権旁落し、操縦すること自らなる能わざ」という状況へと陥ることに危機感を募らせていた。そこで彼は、岑春煊の政策を引き継ぎ、福公司に先んじて省内の鉱山開発を進める意を決し、豊晉礦務總公司を設立した。これは、『章程』第一条に記載された以外の地区・鉱種を先行して開發し、更なる福公司の進出をくい止めることを企図するもので、省の内外から幅広く資本を集め、その經營は、祁県有数の票莊の出で、光緒十八年に進士となつて以降、外務部主事、

日本横浜総領事、雲南布政使、三品京堂などを歴任し、当時の山西隨一の名望家であった渠本翹(30)以下、内閣中書常棣華、翰林院庶吉士蔡伺、刑部郎中楊履晋、吏部主事李廷鷗、戸部主事谷如墉、工部主事成連增、直隸候補道董崇仁、前甘肅平涼府知府龐璽、直隸試用知府曹潤堂、江南試用知県李作楷、舉人常麟書等の山西籍を有する官僚・紳商層に委ねられた。(31)だが、資本募集がままならなかつたのか、この豊晉礦務總公司がその後事業に着手した形跡を見ることはできない。

このように岑春煊および趙爾巽は、もはや「操縦の術」を手にしえないとして、『章程』の不備を指摘し、福公司への対抗策を講じていった。彼らは、胡聘之とは異なり、福公司に対してより強い警戒感を抱いていたのである。岑春煊等のこうした政策は、畢竟福公司を山西より排除する方向につながるとも考えられる。だが、ここで留意すべきは、岑春煊が例え、「富國の本、路礦を先と為す。礦は利を生むの源たりて、路は乃ち利に通ずるの具なり」と述べるように、岑春煊および趙爾巽も、胡聘之同様富國への強い意欲をもつていた、ということである。福公司に対する牽制は今後も継続して行われるが、富國の希求と福公司への脅威との狭間で、結局官僚層はこの問題にどのような決着をつけていくのである

うか。

福公司に対する官僚層の危機感が強まるなか、光緒三十〇年（一九〇四）から二一年にかけて、山西のこの問題をめぐる福公司と清朝との交渉が断続的に行われることとなつた。ここでは外務部の命を受けた時の鉄路大臣盛宣懷が、ルザッチに代わって福公司総董の任に就いたイギリスのジョージ・ジャメイソン（George Jamieson 中國名 哲美森）との間で直接に交渉を行つた。この交渉はもちろん、高まりつつある反福公司の気運に導かれたものであつたのだが、結論から先に言えば、この交渉は福公司的撤退を求めてなされたものでは必ずしもなかつた。すなわち鉱山開発における福公司との「合弁」を求めてなされたものであつた。

清朝側のこの交渉に際しての当初の姿勢は、借款は得ていいものの事業を行う権利を有するのは商務局であつて、福公司の独占権を認めることはできない、というものであつた。<sup>(33)</sup>「専弁」権は商務局にあるといふのである。しかしながら、『章程』第一条に商務局に与えられた「専弁」権を「福公司に転請して弁理せしむ」とある以上、ジャメイソンはそれを認めるはずもなく、「晋礦の利権、もと商務局に給与さる。但だ該局已に転じて福公司に授与し、六十年を以て期と為さ

ば、更動する能わざ」と一蹴した。<sup>(34)</sup> 盛宣懷はこの『章程』を買い戻すことによつていったん白紙に戻そうと試みもするが、提示された二〇〇万ポンドという額は到底拠出できるものではなかつた。<sup>(35)</sup> そこで清朝側が改めて提示した案が、製鉄所設立の「自弁」と鉄鉱および石炭採掘の「合弁」である。福公司は、製鉄所の「自弁」と鉄鉱の「合弁」については、福公司の要求であつた澤道鉄道の借款受け入れを清朝側が妥協したので、概ねそれを認めた。だが、山西でもっとも豊かである石炭の採掘権については、「鐵礦已に合弁し、再た煤礦の合弁を要むるは、中国未だ便宜を佔むること太だ過ぐるを免れず」と清朝側の石炭「合弁」の要請をはねつけたのである。<sup>(36)</sup> 結局、中国側のこの主張は通らないまま光緒三十一年（一九〇五）六月初一日、盛宣懷と福公司との間で『中國擬設山西鎔化廠並合弁山西潞澤平孟礦務合同四條』（以下『統訂合同』）が締結されるに至つた。主な条項を以下に示そう。

一、山西商務局は専弁を批准せらる平定州、盂県、澤州府、潞安府と平陽府の煤鉄より以て他處の煤油に及ぶまでの各礦を將つて、光緒二十四年商務局は福公司と合同を訂立し、福公司に転請して弁理せしめ、六十年を限りて期と為す。現今議定すらく、中国は福公司と

以上の平、孟、潞、澤等の處の鉄礦より以て化鉄需要の煤と煉焦爐に及ぶまでを合弁するを願い、福公司は中國の合股して開弁するを應允す。以上指す所の各處の煤鉱に至りては、如し亦た合弁を願意すれば、時に届りて山西商務局より福公司と再び商議す。

二、中国国家自ら資本を籌り、晋省に在りて鎔化廠を設立するを准す。中国と福公司合弁の鐵鉱の鐵砂を將て、交して國家の鎔化廠より、鉄甄に煉成す。<sup>(37)</sup>

このように、この『統訂合同』は、あらためて『章程』第一条の「専弁」権が福公司に「転請」されたという点を追認し、その上で該地の鐵鉱および製鉄用の石炭、溶鉄炉に限つて「中國」と「福公司」との間の「合弁」を認め、さらに第二条にあるよう中国側による製鉄所の独自開設を可能とするものであった。<sup>(38)</sup> 懸案であつた石炭採掘の全面的「合弁」については結局実現には至らなかつたが、第一条の最後に、「合弁」が望まれる時には両者により改めて協議するという旨が記され、「合弁」への足がかりは残すことができた。

この『統訂合同』では、鐵鉱に限られるとはいえ、福公司的事實上の「専弁」から両者による「合弁」を獲得したのであり、「製鉄」権に至つては、それを完全に手中に戻すこと

ができた。したがつて、この『統訂合同』の締結は利權回収において、ひとつ前進であつた、といふこともできよう。

ところがこの『統訂合同』は、後の運動家たちから激しい批判を浴びることとなる。いうのも、これが『章程』の内容を追認することで、山西の最も豊かな鉱山資源である石炭の採掘権を福公司に譲渡し、その「自弁」を放棄してしまったからに他ならない。そもそも、盛宣懷は交渉において、「自ら廠を設けて製鉄を行つに至りては、實に權利を保守するの第一の要著に係る」と述べるよう<sup>(39)</sup>、製鉄所「自弁」の獲得こそを、交渉の第一目標としていた。『章程』を買い戻そうと試みたのも、まさにこの目標のためであつたが、彼がそれほど製鉄所の「自弁」を重視したのは、山西巡撫張曾歎（一九〇三～一九五在任）への電文で「福公司の合同内に製鉄の字様無しと雖も、而れども原文の題目に之れ有れば、彼必ず内地に在りて廠を設けて鎔鍊せんことを欲さん。此れは則ち香帥〔張之洞〕手づから創むるの鐵廠に關係すること甚だ重し。已に外務部に電して、堅持するを請い、部力めて阻むを允す。祈るらくは力を合わせて阻止せんことを」と述べるよう<sup>(40)</sup>、福公司的手によつて製鉄所が設立されると、張之洞創設の漢陽鐵廠の利益を大きく損なうことになるからであつた。こう

した事情から製鉄所「自弁」を盛宣懷が優先したわけだが、そうした以上、鉱山採掘権の回復までには十分に手が回らず、また製鉄所を建設し、さらに鉱山開発まで「自弁」を行う資金的余裕もなく、結局製鉄所を優先した時点から鉱山開発については「合弁」を企図していたものと考えられる。

そもそも盛宣懷は、当初から福公司との「合弁」策を練り上げていた。光緒二九年九月二九日の張曾敷に宛てた電文で彼は、「晋礦、福公司が合同を訂してより、三晋の礦權全て英の握に帰す。…合同を毀らんと欲するは断じて弁到し難きも、法を設けて阻止するはなお行うべきに似たり。務めて請うらしくは迅く勘礦買地公司を設け、先に產鉄の処所を擇て趕<sup>モ</sup>緊ぎて收買し、彼の先に佔むる所と為るを免れん」と述べ、

勘礦買地公司を設立して福公司が事業に着手する前に土地の先行買い占めを行うよう張曾敷に要請している。<sup>(42)</sup>これは「凡そ准す所の礦地に於いて、民人の先に經でに開採したる者有るに遇えば、侵占するを得ず」という『章程』第十六条を逆手にとって、福公司に圧力をかけようとするものだったが、盛宣懷は単にこれで福公司を縛め出そうとしていただけではなかった。別の電文で「弟「盛宣懷」の力めて速やかに礦地を購わんことを請う所以の者は、一は則ち留めて自弁と為さば、彼奪う能わざればなり。一は則ち合弁して股本と作すべければなり」と述べるよう<sup>(43)</sup>、そのひとつの目的として、土地を股本とすることで福公司との「合弁」を行う、というものがあつたのである。もとより彼は、光緒二八年九月勘礦總公司の設立を奏請する際に、「中国既に弁礦の人才無く、又た開礦の資本無し」という苦しい状況のなかで開礦を進める方策として、既に「臣愚以為えらく、中国有する所の者、産礦の基地なり。我が國無き所の者、開礦の資本なり。我能く我の地を守れば、他人の奪う所と為らず。将来我が礦地を以て、或いは資本と作し、或いは租息を採れば、皆な當に權自から我れ操るべし」と献策しており、礦地を股本として「合弁」を行う意向を明らかにしていたのである。<sup>(44)</sup>

結局、『統訂合同』までに至る交渉での、鉱山開発に対する盛宣懷の姿勢は、最終的に福公司を撤退させ、「自弁」を行ふことを求めていたわけでは必ずしもなく、土地を股本とした上で、福公司と「合弁」を行うことを求めていたのである。これは独り盛宣懷のみならず、『統訂合同』の成立をうけた光緒二年八月における商部の山西巡撫張人駿に宛てた咨文にも「査するに晋礦の權利、此の時尚お機会の争うべき有り。…先に收買を行い、既に華商の會て經でに收買せるの

地と為さば、福公司は自から強いて侵佔を行い難く、将来た

とい合弁せんことを欲するも、操縦自から我れに權有らん」<sup>(45)</sup>とあり、「合弁」を念頭においた土地の先行買い占めを行つ

よう通達しているのである。こうした清朝の姿勢は、畢竟

『章程』訂立当時の胡聘之や總理衙門の姿勢と本質的に同じ

もので、「弁礦の人才無く、又た開礦の資本無し」という状況で、外国企業を利用していこうという意図に発するものであつた。ただ異なるのは、「操縱」の権をより強化するため、

自らの資本を土地という形でより多く拠出し、外国企業により多くの制限を加えていこうとする点だけである。

光緒三一年六月、『続訂合同』の締結を受けて、福公司は

平定州に人員を派遣し、炭坑の調査を始めるとともに、山西巡撫に対して採掘許可証の発行と人民の該地での新礦開採を禁止するよう要求を行つた。<sup>(46)</sup>これに対し、巡撫張曾敷ならば

に清朝政府は、該地で既に採掘を行つてゐる者がいることから、『章程』第十六条にもとづき、福公司的要請をひとまず却下した。<sup>(47)</sup>ここに福公司との間の「専弁」権をめぐる問題が再び生まれることになる。巡撫張曾敷はこの問題の打開をはかるため、福公司と商務局との間で話し合いをもつよう求めた。ではここで、商務局の紳商層は、福公司に対して一体ど

のような対応を見せたのか。

商務局と福公司との交渉は、商務局總弁劉篤敬と福公司總董ジャメイソンとの間で、光緒三一年七月頃から断続的に行われた。そして、そこであらためて『章程』第一条の「専弁」権の帰趨をめぐって議論がなされた。光緒三一年十一月初一日の議事録によれば、商務局側の主張は「合同第一条は、専弁の二字を按するに、山西撫台が商務局の専弁するを准すに係り、並びに是れ福公司の専弁するを准すにあらず」と述べるように、あくまで商務局に「専弁」権があるとするのに對して、福公司側は「合同の各事、「福」公司に転請するは、即ち是れ専弁の権、已に公司に賛えり」と反駁し、劉篤敬に對して全く譲歩することなく、あくまでもあらゆる介入を排した独占的開採権の保有を主張し、議論は平行線をたどつた。<sup>(48)</sup>

こうした商務局における紳商層の姿勢は、もちろん、山西の最も豊かな鉱山資源である石炭の採掘独占権を福公司から挽回しようとするものである。しかしながら、これも必ずしも徹底的に福公司を排し、獨力で開発を行おうというものではなかつた。この交渉中、「専弁」の撤回を決して了承しないジャメイソンに対して劉篤敬は、「商務局もまた和平弁理すべし。ただ専弁の二字は、譲る能わず」と述べている。つ

まり、商務局は福公司の「専弁」だけは認めることができないものの、「和平」的解決の用意があることを示したのである。この打診をジャメイソンは決して了承しなかったが、ここで問題となるのは「和平弁理」という商務局が打ち出した方針の内容である。この交渉においては福公司側が「専弁」権の帰趨で決して譲歩しなかったため、「和平弁理」の具体的な内容は商務局側からは明らかにされなかったのであるが、しかし十分にその内容を推測させる劉篤敬の発言がある。『章程』の石炭「専弁」権とそれによる余利の独占を決して譲ろうとしていないジャメイソンに対し、劉篤敬は「現に惟うに新訂合同四條を按じて、合弁の詳細章程を議するが、最も妥当」と為さん」と述べている。つまり『統訂合同』第一条の「指す所の各處の煤鉱に至りては、如し亦た合弁を願意すれば、時に届りて山西商務局より福公司と再び商議す」という内容に準拠して、福公司との「合弁」の打診を劉篤敬は行っていたのである。ジャメイソンは「専弁」権の問題が決着していないのに「合弁」の話はできないとして、劉のこの提案を却下するが、先に商務局側から提示された「和平弁理」というのも、福公司の「専弁」を撤回させ「合弁」を行うという官僚層の方針と軌を一にした内容であったに相違ない。<sup>(4)</sup>

官職は候補五品京堂、光緒三年には陽曲県王封山硫黃公司を設立し、商務局總弁を経て、後に諮議局副議長、保晋礦務公司第二代總理、民國期の太原電燈公司總理に着任するという経歴をもつ人物で、この当時企業投資にかなり積極的になって典型的な紳商である。彼は後学界代表の劉懋賞らとともに、「山西紳民代表」として福公司と交渉を行うとともに、また利権保護の目的で設立された保晋礦務公司の第二代總理にも着任し、最終的には「自弁」を福公司から勝ち取っていく。だが彼に徹底した「廢約自弁」の意図が本来的に存していたわけではなく、政府官僚と足並みをそろえる形で「合弁」を志向し、福公司との「和平」的かつ安定した操業を企図していたのである。

### 三 運動の展開と青年知識層の台頭

二〇世紀初頭の清朝による新政の施行によって新式学堂が徐々に整備され、山西においても山西大学堂が光緒二八（一九〇二）年イギリスの介入のもと、巡撫岑春煊等によって創設されたのを嚆矢とし、さらに師範学堂や武備学堂等の各種

学堂が省都太原を中心に設立されていった。同時に山西から日本への留学生も、光緒二九年閻錫山等数名が太原武備学堂を卒業後、日本士官学校に官費留学して以降、光緒末年までに留日学生数は二〇〇名以上に上り<sup>(32)</sup>、後にアナキストとして知られる景梅九を会長として東京で一九〇四年「山西留日学生同郷会」が組織されるまでに至った。<sup>(33)</sup> この山西での運動における更なる展開を用意したのは、まさにこうした学生や留学生をはじめとする、新たな教育体系を通過した「青年知識層」とでも呼ぶべき、若い世代の者たちであった。

光緒三一（一九〇五）年十月、留学先の日本から一時帰国していた梁善濟、景梅九の両名から初めてこの問題について聞かされた学生たちは、彼らの主張をまずデモによって噴出させる。この時、商務局では先述のジャメイソンと劉篤敬の間での「合弁」を模索する交渉がちょうど行われていたのだが、学生たちは一群となって、その商務局がおかれていた省都太原の名勝地である海子辺を取り囲んだ。商務局では局員をなして進行し、シユプレヒコールをあげたのである。<sup>(34)</sup> 学生たちはこのデモで徹底した「廢約自弁」を訴えた。このデモ

の際巡撫衙門に提出されたものであろう一〇一四名の連名による「山西各学堂学生」名義の公稟によれば、彼らは「礦存すれば則ち山西存し、礦亡べば則ち山西亡ぶ」と鉱山資源が山西にとっての命脈である点を強調し、さらに、その命脈である鉱山を「敵」とするイギリスに売り渡すことになった『章程』と『統訂合同』、および当事者である商務局、盛宣懷に激しい批判を浴びせた。そして遂に「議廢合同、合力自弁」を主張するに至ったのである。

ここでの学生たちの主張は、なにも契約を撤廃し、旧態依然の状態に戻ろうというものではない。彼らによって提起された運動の戦略は、郷村での土地の不売運動実行と企業設立であった。帰郷した学生の指導のもと不売運動を実施すると同時に、企業を設立して鉱山の開発を行うのである。これは盛宣懷等が福公司との「合弁」を企図して行おうとした企業活動とは異なる。彼らが言つ企業とは、山西留日同郷会によって一九〇五年に発行された『第一晋詔報』に「ただ皆がころをひとつにして、お金のあるものは資本を負担し、お金のないものはいささかの苦労をし、鉱山を開発し、礦産を輸出し、それが不足する国々に売却し、役立つ物品に交換して持ち帰りさえすれば、中国は弱から強に変ることができ、西洋

の列強との実業競争においても不敗の地を築くことができるであろう」とあるよう<sup>(56)</sup>、全省の総力を挙げて自力で開発にあたる、というものである。まさに彼らのスローガンである「合力自弁」を具体化したものであった。

学生たちは、このデモによる抗議以外にも、外務部に対しても「山西全省学生」名義で公稟を送り、「廃約自弁」を行うよう要請した。一方、こうした内地の学生のみならず、日本における留学生たちも、この問題の発生を聞きつけると、神田の江戸亭で山西同郷会の大会を開いて対策を講じ<sup>(57)</sup>、留学生代表を帰国させることを決定するとともに、電文で「合弁」に甘んじようとする商務局劉篤敬や山西巡撫ならびに山西京官に対して「廃約自弁」の態度を堅持するよう要請を行った。さらに「廃約自弁」を訴えて内地に向けて送った文書には、

事已にここに至らば、夫れ復た何をか言わん。此の孤城

を背にして、ただ奮いて一戦するのみ。況んやこの事、若し之を争うも亡び、争わざるも亦た亡ぶをや。其の争わずして亡び、千秋に順民の羞を貽<sup>(58)</sup>さんよりは、何ぞ之を争いて亡び、二十世に亡國の念を留むるに如かん。：

山西の害、山西人之を受け、山西の事、山西人之を為す。

と情熱的に述べられ、徹底して福公司と争うべきことが訴え

られた。

この文書中では、留学生たちによる運動の一いつの戦略、すなわち「全体を合起するの争い」と「合同を離開するの争い」が掲げられた。前者については次のように述べられる。

某等の謂わゆる全体を合起するの争いとは、我が父老に在りて之を聞かば、其の難きを駭かざる莫からん。中国四千年来、社会の学講ぜず、団体の念明らかなざるを以って、鳥合の衆に非ざれば、即ち散渙の民にして、安んぞ所謂「全体」なる者を知らん。然れども漏舟もてともに渡らば胡越も一家たり、況んや猶お是れ伯叔兄弟なるをや。…之を争うに箇人の力を以てせば、あるいは一本の支え難きを恐る。之を争うに全体の力を以てせば、未だ必らずしも衆撃して擧ぐる莫くんばあら<sup>(59)</sup>。

すなわち「全体を合起するの争い」とは、従来「鳥合の衆」か「散渙の民」でしかなかつた省民が一致団結し、団体を形成することで福公司に立ち向かうことを説くものである。これは学生たちが提起した「合力自弁」の主張と軌を一にするものといえよう。さらに、いまひとつ戦略である「合同を離開するの争い」については例えば、

某等の所謂この合同を離開するの争いは、實に逐條に弁

駁し、此の亡國の文券を解釈するに忍びざるも、豈に復た無理に暴動して、昔年の拳匪の覆轍を蹈まんや。合同の大旨に拠りて之れを觀るに、此の合同は顯らかに欺詐に係る。…今歐州既に文明もて自負すれば、世界上この公理有らんや。…某等の合同を離開するの争いの言うところは、但だに野蛮の挙動に非ざるのみならず、實に所謂文明の競争なり。<sup>(6)</sup>

と述べられ、義和團のような「野蛮の挙動」によつて福公司との契約を撤廃していくのではなく、それををあくまで「公理」でもつて批判し、「文明の競争」によつて撤廃していくべきことが訴えられる。この文書中では、実際に『章程』がいかに「公理」に悖っているか、ということが縷々述べられるのであるが、こうした「公理」でもつて争う姿勢は、あらかじめこの運動の性格をよくあらわしているといえる。以後次第に熱を帯びていく運動も、その具体的行動は、土地の先行買い占めといった手段の他、デモやストライキ、集会といった手段によつて進められたのであり、決して暴力的手段に訴えるようなことはなかつたのである。

それでは一体このような理念に立つ運動は、結局のところ何を意味するのか。山西大学堂出身で日本留学から帰つた舉

人劉懋賞が、連名で巡撫張人駿にあてた公稟中に興味深い記述がある。それは、盛宣懷の『統訂合同』を批判して、「合群の國民にして求めて我が政府允准したるの権利を得たるに、今一の盛大臣にして全省の主權を放棄すれば、則ち鉄礦等を合弁するを擬定したるの條、我が山西全省國民實に承認し難し」という一文であるが<sup>(6)</sup>、ここにある「我が山西全省國民」という表現に、この運動の理念が端的にあらわれていると考えられる。すなわち、学生や留学生の訴える「合力自弁」など「全体を合起するの争い」も「文明の競争」も、この「山西全省國民」という國民共同体をたちあげていこうとする主張に他ならない。彼らは「山西國民」という共同意識のもと、全省の総力を挙げて福公司から鉱山を取り戻し、同時にまた総力を挙げて取り戻した鉱山を開発することを期したのであり、同時にこの運動によつて「山西全省國民」という共同性の輪が広がっていくことを企図したのである。学生たちによる先の公稟中に、一省の礦産は「士農工商を論ずる無く皆な是れ主人なり」と述べられ、山西の全ての人々が礦産の所有者であるとしたが、これも「山西全省國民」という意識が彼らの間に存することのあらわれであり、またそれを理念として信奉し、広めていこうとする彼らの志向のあらわれ

であつただらう。ここに至つて、運動は「山西」を「国民」共同体としてたちあげようとする、ある種のナショナリズム、すなわち「プロビンシャリズム」とでもいべき様相を呈することとなる。<sup>(63)</sup>「議廢合同、合力自弁」という学生等が掲げたスローガンは、こうした志向の象徴であつた。

こうした学生や留学生による「廢約自弁」を訴える波は広がりつづけていく。十一月二十四日、学生たちは引き続き外務部に対して『章程』および『統訂合同』の贖回と「自弁」を訴え、各学堂学生四〇七名の連名で公稟を送つた。この各学堂署名者の内訳は、山西大学堂中斎科一一〇名、西斎科一三七名、師範学堂五二名、武備学堂四六名、商礦学堂十八名、農林学堂三二一名、警務学堂六名、太原中学堂十六名であり、この運動をめぐつて各学堂を超えた団結があつたことをうかがうことができる。<sup>(64)</sup>東京の留学生も、重ねて巡撫に公稟を送つて「廢約自弁」を直訴しており、日本大学高等予科在学の李慶芳を代表とした二五三名は、福公司との契約を「既に国家の定例に違ひ、又た文明各国の公理に違えり」と批判し、万國公法を援用しつつ、「文明の競争」として論理でもつて訴えた。<sup>(65)</sup>さらに「山西紳士」三四三名も連名で巡撫張人駿に公稟を送り、盛宣懷の「合弁」を企図した『統訂合同』によつ

て山西の「文明国国民」の程度が失われ、そうである以上「山西全省国民」は決してこれを承認することができないとして、契約の撤廃ならびに「自弁」を強く要求した。

この「山西紳士」による公稟に代表として名を列ねているものは、筆を執つた挙人劉懋賞を含めて十五名である。この劉懋賞は先にも述べた通り、山西大学堂から光緒三〇年に明治大学が經營する經緯学校速成師範科へと留学し、同盟会に入会するとともに、山西同鄉会からこの運動の代表として派遣されたものである。<sup>(66)</sup>彼以外に経歴が判明している筆頭署名者の翰林院庶吉士解榮輶と第二名の翰林院庶吉士梁善濟は、ともに留学経験者である。解榮輶は、留学生代表としてこの運動のために日本から舞い戻り、それ以後活発に運動に従事する。また景梅九の紹介で同盟会に入会し、後には山西大学堂監督にもなる。<sup>(67)</sup>梁善濟は、崞県出身、同治元年（一八六二年）に生まれ、山西大学堂の教習に着任する一方、光緒三〇年に進士となり、翰林院庶吉士を経て、その後官費で留日、法政大学速成科卒、宣統年間には諮議局議長の任にあたる。この運動においては、後に設立される「自弁」を目的とした保晋鉱務公司の經營に参加するなど、大きな役割を果たした。<sup>(68)</sup>この両名以外にも、優貢知県崔廷獻は、山西大学堂西學專斎

科代表として学堂学生のなかで最も活発に運動に従事していくが、光緒三年八月山西大学堂学舎監督から法政大学堂に四〇〇元の官費を得て二年間の留学を行つており、候補直隸州劉志齋も法政大学に留学して<sup>(1)</sup>いた。<sup>(2)</sup>さらに候補知縣七府教諭段雨田、屯留県教諭田應璜、聞喜県訓導胡瀛、候選訓導張友桐は山西大学堂の教員である。このように公稟に名を連ねたものの多くが日本留学からの帰国組あるいは山西大学堂関係者で、この公稟が学界の者を中心として提出されたものであることをうかがうことができる。同時に、舉人や進士の科舉資格を併せ持つ劉懋賞や梁善濟、解榮輶といった学生・留学生が中心となり、「山西紳士」三四三名という省内の有力な集団内での意見調整を行い、世論を喚起していくこともうかがうことができよう。こうした反福公司の世論と「廢約自弁」への要求が高まってくるなかで、ついに時の巡撫張人駿も、光緒三年十二月十八日の商部への函で「弁礦新約四條、種種に疏漏せり」と、盛宣懷の『統訂合同』に対し遣憾の意を示すに至つた。

光緒三年末から、巡撫張人駿はこうした世論を汲み取るべく、「山西全省代表」を組織して、実際に福公司との折衝にあたらせた。光緒三年（一九〇六）正月初六日、外務部

において全省学生代表劉懋賞と紳商代表吏部主事李廷闢は、福公司と廢約の交渉に臨んだ。この時には紳商代表の李廷闢も「今山西款を籌ること已に足る。故に願わくば自ら開弁を行わん」と明確に「自弁」を要求するに至つていた。だが結局、ここでは議論が平行線をたどり、彼らの「自弁」の訴えに対しても福公司側は「專弁」権の所有を訴えるだけで、物別れに終わった。<sup>(3)</sup>

この一方で学生たちの主張である企業設立も行われている。光緒三年正月には「合弁」を企図して盛宣懷らによって設立された同濟公司を贖回するかたちで、梁善濟や紳商の董崇仁らが中心となって、「公立」として地方「自弁」を目指した山西同濟礦務公司が新たに設立された。これは福公司に先立つて鉱区を保全する目的で設立されたものであり、福公司が開発を進めようとしている平定州などの地で、鉱区所有者に土地を「公股」として公司に出資させる事業を進めていった。ここでは、該地の各村と契約をたて、「礦線内の村人、如し自己の地敵を將て私かに外人に售る者有れば、其の得る所の地価は、<sup>(4)</sup>尽数<sup>(5)</sup>公に歸し、仍お公司より各村保甲鄉地の公議を合して重く罰し、並びに賣主一家を將て社外に逐出す」と罰則規定も用意されるほど徹底して行われたのであり、こ

の当時、「專弁」権問題が解決を見ない限り福公司に開採許可証を発給しないとの立場を巡撫がとっていたこともあって、こうした同濟公司の活動はかなりの圧力を福公司にかけたであろう。その後光緒三三年（一九〇七）には劉懋賞と彼と同じ山西大学堂から日本経緯学校速成師範班留学という経歴を持つ馮濟川等による巡撫への連名の稟請にもとづき、この同濟公司は保晋鉱務公司に改組され、先述の渠本翹を總理として、「保晋」を目標とした開発事業が行われることとなる。<sup>(15)</sup>

この保晋公司の資金援助のために「晋礦義務捐」と書かれた木箱が太原の各学堂沿いの街路に設置され、寄付が募られたといふ。<sup>(16)</sup> 学生たちが資金募集に奔走したこととうかがうことでもできる。この保晋公司は翌年には株式会社として、その株式を半数は省政府から、残る半数は民間から募集し、資本金銀三〇〇万両で正式に発足するに至った。<sup>(17)</sup>

このように企業を設立して鉱区を保全することで、福公司に実質的な圧力をかけていったのだが、そうした運動と平行して、光緒三一年には、在日留学生によつて効果的に内地の團結を高める一つの方策がさらに採用された。烈士の捏造である。

この年、李培仁<sup>（り ばいじん）</sup>という一人の留学生が東京二重橋で入

水自殺をした。自殺の動機ははつきりとしなかったのであるが、検死や死体の搬送に携わった山西同鄉会の数人が、この李培仁の死にかりて、彼を運動に身を捧げた烈士として祭り上げ、彼の遺書を當時日本大學法科の学生で同盟會員でもあった王用賓が偽作し、それを広範に配布したのである。<sup>(18)</sup> その遺書は次のようなものであった。

嗚呼、我が最も親愛するの父老兄弟、我が最も敬佩するの青年志士よ、我まさに是において長別せんとす。…我は死に甘んじ、死を好むに非ざるなり。我實にかの紫懿綠晴の輩の我が利權を壊し、我が死命を制するを見るに忍びざるなり。…某、今諸君と永別するに当たり、一誓を立てんことを請う。吾が命を制せんとする者有れば、吾も亦たその命を斃さん。吾が生を絶たんとする者有れば、吾も亦たその生を殺さん。山西人未だ全ては死せずんば、決して外族をして我が尺寸の土をも侵さしめざれ。之を記せ、之を記せ、某が此の言を忘る勿れ。<sup>(19)</sup>

このように激烈な調子で遺書は記され、山西の鉱山を死守することが訴えられたのである。

この遺書作成に携わった留学生たちは、この烈士の捏造によって、内地の志氣を高め、更なる結束の強化を狙つたのだ

ろうが、それが見事的中した。この「李培仁」の死は人々に大きな衝撃を与え、景梅九も彼の回顧録で、運動中「もっとも痛心事であった」と述べ、さらに「この遺書をみて痛心奮起しないものはなかった」と回想している。<sup>(85)</sup> 東京では李培仁の追悼大会が二度にわたって開かれ、引き続き山西、河南、陝西、甘肅四省出身学生主催の追悼会が開催されると、十八省の学生代表の他に、さらに章炳麟や胡漢民なども参加し、総計一〇〇〇人以上の追悼者が集まつたという。<sup>(86)</sup> さらにこのことは、内地の各新聞にも掲載され、『晋報』では、追悼大会の経緯が記されるとともに、年老いた父と三才の子どもがいながらも惜しまず身を殉じた李培仁の死を無駄にせず、彼に報いるためにも今後の争いに固い志で望むべきことが説かれた。<sup>(87)</sup> 李培仁の遺体は、梁善濟と王用賓によって山西へと運ばれ、その時さらに太原においても數十人の参加者のもと追悼会が催され、同時に彼の遺書が印刷され、広範に通行した。<sup>(88)</sup> この李培仁の死から間もなく『退想齋日記』光緒三年九月十八日の記事に「頃ごろ聞くならく、省城の各学堂学生現に罷課しつつ在り、洋夷晋省の煤務を霸占し、有司民がために主と作らざるの致す所に因ると謂い、風潮甚だ大なり」と<sup>(89)</sup> とあり、学生たちが学業ストライキという手段で、運動

を激化させていたことが伝えられるが、こうした動きも、「李培仁の死」に触発されたものに相違ないであるう。

このように運動はかなりの熱を帯び、光緒三三年（一九〇七）に至つても運動は継続し、山西巡撫も反福公司の世論を受け、開採許可証を福公司に対し發給することを拒否しつづけた。一方の福公司側は、こうした根強い抵抗運動にさらされ、またイギリス国内での福公司の事業展開に対する世論の変化もあって、次第に讓歩の姿勢を示し始めた。<sup>(90)</sup>

光緒三三年八月、上諭を奉じた山西按察使丁宝銓は、商務局總弁劉篤敬以下、先の交渉における紳商代表李廷鸞および紳商の楊履晋を加えた礦務代表団を組織し、北京で再度学生代表劉懋賞、さらに先述の梁善濟、学生代表の崔廷獻および福公司との交渉に臨んだ。<sup>(91)</sup> この交渉は同年十一月頃まで断続的に行われ、そこでは福公司側が遂に歩みよりの姿勢を見せ、「和平」案、すなわち「合弁」を行う用意があることを示したのであるが、一方の代表団はそれをも了承せず、福公司的完全撤退を求めた。この交渉によつて、代表団は福公司から『章程』ならびに『統訂合同』を贖回することに成功し、最終的に「自弁」を得るに至るのであるが、この交渉中、「自弁」への意欲を最も強く示し、そこに至る大きな力となつ

たのは、紳商代表の劉篤敬や李廷鸞ではなく、梁善濟や崔廷獻といった大学堂・留学を経た学界の者たちであった。イギリス公使ジョーダン（John Newell Jordan　中国名　朱爾典）は外務部への書簡で次のように述べている。

福公司の晋省開礦の一事、現に京城に在りて会議し、以て和平に各情を了結するに便ならしむ。…聞くに拵るに、晋省派する所の梁姓「善濟」崔姓「廷獻」二人の意想、其の和平了結の宗旨を距つこと甚だ遠し。蓋しその二人平定州、盂県等の処に在りて懲憲し、福公司を屏却せんとして衝突を起し、又た五台県の段雨田、陽曲県の范儒煌、平定州の玉照及び劉昌義四人を遣りて、平定州に赴きて輿情を鼓惑せしむ。<sup>(87)</sup>

ここに見えるように梁善濟、崔廷獻の二人は、イギリス公使

から名指しで批判されるほど、「和平」的解決にむけての意志がなかつた、すなわち「合弁」を拒否し、徹底的に「自弁」を主張していたのである。イギリス公使は、この二人を代表としてふさわしくないとして、今後の調査次第では彼らを代表團から外すことも検討する旨をここで外務部に通達してきただのであるが、交渉團のなかでもこの二人が、商界代表の者に比してとりわけ「自弁」に向けての活発な運動をしていた

ということは注目に値し、紳商層よりむしろ学界の者が「自弁」の獲得に熱心であったことを、ここからうかがうことができる。

かくして交渉團は、福公司側の譲歩に対しても妥協の姿勢を示すことなく、契約の撤廃を主張しつづけた。代表團が交渉をおこなつてゐる間も、福公司への抵抗運動は継続しており、光緒三年十月には、一万人以上の参加者による大会が開かれ、講壇に立つた前述の解榮軸や何福坤による「堅持廃約、実行自弁」の主張が、皆の拍手でもつて迎えられていた。同時に土地の不売運動の徹底、「自弁」のための株式募集も訴えられ、既にその資金は、二百万余りに達していいた。またこの大会の詳細は、福公司側の知る所ともなり、ますます福公司を追いつめることになった。<sup>(88)</sup>

この状況に福公司側は遂に膝を屈した。英國公使が「奈かんせん晋省の紳商等、此の弁法「合弁」を以て然りと為すを肯んぜざるに因り、故に福公司總董すでに該公司の執事人の強いて允したる贖回の価値を將て、其れ「代表團」に向かいてまのあたりに告げり」と述べるよう、交渉團の頑とした「自弁」の主張の前に、福公司側は贖回の値を提示したのである。この結果、光緒三三年十二月十七日に『贖回山西盂県

平定州潞安澤州与平陽府開礦製鐵以及転運各色礦產章定合同之合同』(全十二條)が締結され、『章程』および『統訂合同』を銀二七五万両で破棄することが合意され<sup>(6)</sup>、ここに遂に「自弁」の回復が果たされたこととなつたのである。

おわりに

この山西における鉱山利権回収運動は、福公司の「専弁」から「合弁」、山西省民の「自弁」へと展開したが、最終的な到達点であった「自弁」を終始一貫して主張し、そこへと運動を導くのに最も大きな役割を担つたのは、大学堂や留学

によって析出された新興の知識層であった。もつとも、こうした若い知識層の力だけで、この運動が遂行されたわけでは必ずしもない。清朝官僚や紳商層による協力ももちろんあつたのである。しかしながら、こうした官僚層や紳商層の目的が最終的に「自弁」の獲得にあつたかどうかには疑いを容れる余地がある。というのも、官僚層においては胡聘之ならびに当時の總理衙門、さらに盛宣懷および彼の政策に追随した張曾數など、いずれも財政窮乏下での早急な富國策の実施を志向し、そのため一面では外国資本の導入を行うことの必要

性も認めていたからである。また、紳商層においても、『章程』締結当時の商務局局員の曹中裕や賈景仁等にその傾向があつたように、自らの資本力が脆弱である以上、外国企業と共同事業を行うことで一定の利益を得ようとする志向があり、また保晋鉱務公司總理に着任する劉篤敬に至つても福公司との「合弁」を企図し、外国企業と共同しての「和平」的かつ安定的な操業を目指していたのである。清朝にしろ紳商層にしろ確実に利を興そうとする以上、より現実的な方策をとらざるをえなかつたのであり、国内資本が未熟な状況では外國企業との共同が最も有力な選択肢となり、その「操縦の術」の獲得へと目が向けられていたのである。

「合弁」に踏みとどまることなく「自弁」へと運動を導いたのは、むしろ直接的に鉱山經營に携わらなかつた学堂学生や留学生たちであつた。彼らは、目前の經營難という現実にとらわれるすことなく、大局的な目標、すなわち「山西」を国民共同体へと鋤直していくという目標にむかって邁進することができた。その目標こそが彼らを運動へと駆り立て、「廃約自弁」という主張を行うに至らしめたのである。この運動が、最終的に「自弁」を獲得するに至つたのも、たしかに保晋鉱務公司の渠本翹のような紳商層の資本力によるところも

あつたが、それにしても、新たな意識をもつた学生らが運動に参加し、一致団結を熱心に説き、世論を喚起して多くの人々の間に反福公司の感情を抱かせることができなかつたならば、政府も紳商層も和平的かつ安定的な経営を求め、疑いなくこの運動は「合弁」に踏みとどまつていたであろう。

菊池氏は、山西を「後進地」と位置づけつつも、そこででの運動の誘因を、「民族資本」発展との関わりで論じ、それがあってはじめて運動が起こり得たとした。したがつて、運動の主体も「民族資本家」「紳商層」と規定した。しかしながら、菊池氏が言うところの「民族資本家」である紳商層が最後まで運動主体であつたならば、劉篤敬が「合弁」を志向したことに端的にあらわれるよう、この運動は福公司との「合弁」で終わっていたであろう。彼らは学生や留学生ほどには、当初から一貫した「廢約自弁」の姿勢を見せてはおらず、むしろ、彼らは新興の知識層に後押しされるかたちで「自弁」へと向けた運動に参加していくのである。言いかえるならば、菊池氏の言うように、運動発生にさきがけて「民族資本家」なる実体が成長を果たし、その呼び声の下に運動が引き起こされたわけでは必ずしもなく、むしろ新興の知識層に触発されるかたちで「民族資本」が成長し、運動が遂行されていく

たのである。この点で、「民族資本」の成長がこの運動を引き起こした、というよりも、むしろこの運動が契機となつて「民族資本」の成長を促した、ということができよう。<sup>(6)</sup>「後進地」でありつつも徹底した運動が起こりえた理由もここにあるのである。また菊池氏は、この利権回収後も山西は「後進地」で資本蓄積が少なかつたゆえに、經營に四苦八苦し、官僚に援助を求めるなど「封建的性格」を強く残した、とも述べたが、これもこの運動が十分な「民族資本」の発展があつて発生したという性質のものでなかつた以上、当然の結果だつたのである。

さて、この運動の歴史的性格を考える際、菊池氏のようにそれを、発展段階論を機軸とする社会経済史的文脈に還元して理解しようとするだけでは、この運動に関して不十分であろう。むしろ運動は、留学や新式学堂といった回路を通じて獲得された政治文化ないしイデオロギー的因素に大きく作用されていた。留学や新式学堂を経た若き知識層は、この運動において「山西全省国民」をいう理念を抱いていたのであり、その理念こそが運動を、「プロビンシャリズム」とでも呼ぶべきものとして、最終目標にまで突き動かしていったのである。本稿では、この「プロビンシャリズム」という運動につ

いて、それがいかなる条件のもとで発生し、またそれが中国の国民国家形成にいかに関係するのか、といった点について踏み込んだ検討を行う暇はなかった。この問題については、別稿を待つこととした。

## 註

- (1) 具体的には、野沢豊「辛亥革命の階級構成—四川暴動と商紳階級」(『歴史学研究』一五〇、一九五〇)、堀川哲男「辛亥革命前の利権回収運動」(『東洋史研究』二一一、一九六二)、菊池貴晴「一九〇五年の対米ボイコット運動」(同著『中国民族運動の基本構造』大安、一九六六、第一章)、「第二辰丸事件に関する対日ボイコット運動」(同上、第二章)、「安奉鉄道改築問題と対日ボイコット運動」(同上、第三章)、「中国資本主義化の特質—对外ボイコット運動史よりみて—」(『歴史教育』十一一二)、「近代中国のナンヨナリズムとボイコット運動」(『歴史教育』十六一・二、一九六八)、「日貨排斥運動の視角について」(『アジア経済』十五一三、一九七四)を参照。もとも「民族資本」の発展という従来の観点とは異なり、「中国」の創生という観点から、天津におけるアメリカ商品ボイコット運動を検討した吉沢誠一郎氏の「天津における『抵制美約』運動と『中国』の表象」(『中国—社会と文化』第九号、一九九四)といった研究も存在する。
- (2) 菊池貴晴 同上書、序章。

- (3) 菊池貴晴「清末山西における鉱山利権の回収運動について」(同上書、補論第一)。この他、当該運動に言及しているものとして、堀川前掲、李恩涵「晚清的收回礦權運動」(中央研究院近代史研究所專刊八、一九九一)、梁雙蓮「清末民初山西的社会与政治変遷」(『大陸雑誌』第七一卷、第四期、一九八五)等がある。なかでも李恩涵氏の研究は、山西のこの運動に多くの紙幅を割き、その具体的経過を叙述している。
- (4) 「光緒朝東華錄」光緒二年十二月庚寅。
- (5) 「光緒朝朱批奏摺」第一〇二輯、光緒二年四月二六日、片。
- (6) 註(4)に同じ。清朝による商務局の設立が、課税体制強化を一つの目的としていたことは、王鵬運の奏請をうけた總理衙門の覆奏に、中國商人による「牌照」(外国商人に対する釐金免除の証明書)を利用して脱税行為を激しく批判していることからうかがえる。
- (7) 「山西商務總局集股章程」、「皇朝經世文新編」商政、卷十下。
- (8) 「總署收山西巡撫胡聘之文」、「礦務档」一三八三頁。
- (9) 「宋伯魯奏改時務報為官報摺」、「戊戌變法」(中国近代史資料叢刊、神州国光社、一九五三) II、三五〇頁。
- (10) 武靜清・陳興國「十九世紀末二十世紀初葉山西財政与經濟」(中国財政経済出版社、一九九四)、一〇一八頁。
- (11) 『支那省別全誌』第十七卷、四七〇頁。なお、當時山西に進出していった福公司とフランス・ロシアによる華俄道勝銀行との間には事前に取り決めがあったようだ、福公司は華俄道勝銀行が進めていた鉄道部門の建設とは一線を画されていた(「外務部發英使朱邇典照会」、「礦務档」一五五三頁)。

- (12) 「総署收英使竇納案函附合同」、「礦務档」一三八四〇八六頁。
- (13) 「晋撫函晋農公司弁礦章程」、「礦務档」一五一八〇二頁。
- (14) 「駁劉鉄雲礦事啓及呈晋撫票」、「浙江潮」第十期。
- (15) 「山西商務局与福公司交涉之起源」中「總理衙門奏摺」、山西同鄉会事務所編『山西礦務檔案』光緒三年、京都大學經濟學部圖書館藏、一〇三頁、『光緒朝東華錄』光緒二十四年四月壬寅、總理各國事務衙門奏。
- (16) 註(7)に同じ。
- (17) 「山西商務局与福公司原訂合同」、「礦務档」一四一五〇一九頁、および『山西礦務檔案』三〇五頁。主要な条項の原文は以下通り。
- 一、山西商務局稟奉山西巡撫批准、專弁盂縣平定州潞安澤州和平陽府屬煤鐵以及他處煤油各礦。今將批准各事、転請福公司弁理、限六十年為期。應先由礦師勘定何鄉何山、何種礦產、繪圖貼說、稟請山西巡撫查明、果與地方情形無礙、一面咨明總理衙門備案、一面發給憑單、准其開採礦地、勿稍耽延。如係民產、向業主議明、或租或買、公平給價、如係官產、應照該處田則、加倍納賦。
- 二、山西商務局稟奉山西巡撫批准、自借洋債、不得過一千万兩之數。如所派勘礦師以此數不敷於用、山西商務局仍專向福公司統借。
- 三、凡調度礦務與開採工程、用人理財各事、由福公司總董經理、山西商務局總弁會同弁理。
- 六、所弁礦務、每年所有礦產、按照出井之價、值百抽五、作為落地稅、報効中國國家。每年結帳盈余、先按用本付官利六厘、行再提公積一分、逐年還本、仍隨本減息。俟用本還清、公積即行停止。此外所余淨利、提二十五分歸中國國家、余歸公司自行分給。以後中國他處有借用洋款開採煤鐵礦者、應請一概倣照此章、將所有礦產值百抽五納稅、以帰画一。再此係商人籌借開弁礦務、如有虧折、與中國國家毫無干涉。
- 九、公司所開各礦、以六十年為限。一經限滿、公司所弁各礦、無論新旧、不問盈虧如何、即以全礦機器及該礦所有料件、並房產基地、河橋鐵路、凡係在該礦成本項下置弁之業、全行報効中國國家、不求給償。屆時由商務局稟請山西巡撫派員驗收。
- 十六、凡於所准礦地、遇有民人先經開採者、不得侵占。如原主自願租賣、應由商務局会同公司、秉公給價、但不得稍有抑勒。
- 十七、如各礦遇有修路造橋、開濬河港、或須添造分支鐵道接至幹路或河口、以為轉運該省煤鐵與各種礦產出境者、均准福公司稟明山西巡撫、自備款項修理、不請公款、其支路應訂章程、屆時別議。至正定至太原鐵道、已由商務局別行借款修理、該路左右各一百里內、福公司不得別造鐵道、以杜爭端。凡為以上所准各事、其須民地之處、亦照各局定章程租買、不得少占民地、仍求地方官代為保護。
- 二十、章程華洋文繕具兩、各執為憑。(全二〇條)
- (18) 例え巴、「総署收義署使薩爾瓦照会」、「礦務档」一三九五頁。
- (19) 註(15)に同じ。
- (20) 『光緒朝東華錄』光緒二十四年十月丙戌、および「外務部收安徵巡撫王之春文」附件四「路礦總局奏文」、附件六「路礦章程」、「礦務档」四四〇四九頁。
- (21) 例え巴康有為も鈍山開發や鉄道敷設に際しての外資導入については積極的に認めており、宋伯魯の代奏による光緒二十四年二月十七日の「請統籌全局摺」(湯志鈞編『康有為政論集』中華

書局、一九八一）では、「方今各省鐵路礦務、若不早自開弁、

各國紛糾來請、何以拒之。今莫若募開一大公司、集款數萬萬、

准其開弁各省鐵路礦務。」其鐵路礦務利益、酌分成數、歸於國

家、似此不假借貸、不事搜括、坐獲巨款、以舉大事、救急之策、

固存之計、未有過此者也。臣查中國民窮商匱、不能舉此、於萬

國之中美國最富、又不利人土地、若招集美商弁此、彼必樂從」

とあり、公司の設立とともにアメリカへの借款を提案している。

また時を同じくして陳其章によつて代奏された「統籌全局、請

向美國借款、以相牽制、而策富強摺」（黃彰健編『康有為戊戌

真奏議』中央研究院歴史語言研究所刊、民国六三年）において

も、「為今之計、惟有更向各國多借巨款、以之自強、即以之

自保」と借款の必要性が強調され、さらにそれを用いて大規模

に産業を興すべきと述べられる。

(22) 劉大鵬『退想齋日記』（山西人民出版社、一九九〇）光緒二

八年正月十九日。

(23) 註(14)と同じ。

(24) 「總署收軍機處交片附張官等呈」、『礦務档』一三九八／一四

〇一頁。以下の引用もこれによる。

(25) 東亞同文会『支那經濟全書』第一〇輯、三九七頁。

(26) 註(7)と同じ。

(27) 註(24)と同じ。

(28) 『德宗實錄』光緒二七年十一月庚辰。

(29) 「外務部收山西巡撫岑春煊稟附福公司合同應行簽議各條暨福

公司原訂合同」、『礦務档』一四一二／一〇頁。以下の引用もこれによる。

(30) 陳其田『山西票莊考略』（商務印書館、民国二六年）、郭榮生

『山西民意代表』（山西文献社、民国六七年）、一〇〇頁。

(31) 「外務部收軍機處交出趙爾巽抄摺」、『礦務档』一四一二／一

三頁。

(32) 註(29)と同じ。

(33) 『愚齋存稿』卷六三、正月十七日、外務部電。

(34) 「外務部收鐵路大臣盛宣懷函附章程暨問答筆記」、『礦務档』

一四三五／四一頁。

(35) 「外務部收盛宣懷函附會議問答暨會議節略」、『礦務档』一四

四二／四九頁。なお、二〇〇万ポンドという額は、當時河南に

おいても同様の章程が福公司との間に締結されており、その撤回のための賠償金も併せて提示された額である。

(36) 同上。

(37) 「盛大臣与福公司統訂合同四條」、『山西礦務档案』十一／二

二頁。

(38) 『章程』の標題には、「製鉄」という語が付されていたが、条文内にはこの製鉄について規定している箇所はどこにもなく、

『統訂合同』締結に際する交渉中においても中國側からしばしばこの語を標題に挿入したのは誤りだったと証明されている。福公司はそれを認めようとしなかつたが、条文内に何ら規定がなかったということ、盛宣懷の執拗な交渉によって、この

『統訂合同』第二条に至ったのである。

(39) 註(34)と同じ。

(40) 『愚齋存稿』卷六一、寄晋撫張小帆中丞。

(41) 例え、以下のような記述を参照。「目下財力、既認弁礦五成、再須独弁鐵廠、股本恐不易集」（『愚齋存稿』卷六五、太原張中丞來電）。

- (42) 註(40)に同じ。なお、この点については、菊池前掲も指摘している。
- (43) 『愚斎存稿』卷六八、寄張筱中丞。
- (44) 『光緒朝東華錄』光緒二八年九月庚辰、盛宣懷奏、『愚斎存稿』卷八、「請設勘礦總公司摺」。
- (45) 「外務部收商部文附山西巡撫來文暨咨山西巡撫文」、「礦務档」一四六〇～六二頁。
- (46) 「留東晉紳具直督袁呈」、「山西礦務檔案」四九頁。
- (47) 「外務部發英使薩道義照會」、「礦務档」一四六四頁。
- (48) 「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、「礦務档」一四七八～八三頁。
- (49) 同上。
- (50) 前掲『山西民意代表』、前掲『支那省別全誌』。
- (51) 山西大學堂創設の経緯については以下を参照。『光緒朝東華錄』光緒二八年五月乙酉、岑春煊奏、徐士湖「李提摩太与山西」、『山西文史資料』第四八輯)、南桂馨「山西大學紀略」(中国人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『文史資料選輯』第八輯、中國文史出版社)、徐士湖「解放前的山西大學」(『山西文史精選』⑨、建国前的山西教育、山西高校聯合出版社)、王家駒「山西大學堂初創十年間」(『山西文史資料』第五輯)、冀貢泉「山西大學堂和爭礦運動」(『山西文史資料』第二輯)。
- (52) 『東方雜誌』第一年第九期、「山西巡撫張奏選派省学生前赴日本就学摺」および郭榮生「清末山西留學生」(山西文獻社、民国七二年)。
- (53) 景梅九『罪案』(國風日報社、民国十三年、所收坂井洋史・嵯峨隆編『原典中國アナキズム史料集成』綠蔭書房、一九九四)、
- (54) 以上の学生デモについての記述は、当時の山西大學堂学生冀貢泉の回想録である前掲『山西大學堂与争礦運動』による。
- (55) 「全省學界呈請晋撫張主持廢約稟」、「山西礦務檔案」二九〇三一頁、および「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、「礦務档」一四八七～九〇頁。
- (56) 中国社会科学院近代史研究所『辛亥革命時期期刊介紹』第三集、人民出版社、一九八三。
- (57) 『罪案』五五頁。
- (58) 「留東學界通告内地廢約自弁公啟」、「山西礦務檔案」二二一)二九頁。原文は以下の通り。
- 事已至此、夫復何言。背此孤城、惟奮一戰。況此事、若爭之亡、不爭亦亡。与其不争而亡贻千秋順民之羞、何如争之而亡留一世亡國之念。……山西之害山西人受之、山西之事山西人為之。
- (59) 同上。
- (60) 某等謂合起全体之爭者、在我父老聞之、莫不駭其難。以中国四千年來社會之學不講、團體之念不明、非烏合之衆、即散渙之民、安知所謂全体者。然漏舟同渡胡越一家、況猶是伯叔兄弟乎。……況爭之以箇人之力、或恐一木難支。爭之以全体之力、未必衆擎莫攀。

- 同所言、是債權者福公司、礦權者亦福公司。彼既得債權礦權双方之美名、我又被負債壟權双方之大謗。今歐州既文明自負、世界上有此公理乎。且此次寄商務局函、有禁民開採新窯之語。是當年借債合同、今直為壳礦文契、即謂之壳礦文契而字行間又未見有禁民開採之詞。是福公司欲以加諸曰痴癲精神障礙者之手段而加諸我山西也。欺詐之性質不顯破露乎。況欺詐行為法律認定無効。福公司既為欺詐、商務局即屬被欺。我不老年來恨商務局六十方之虧折、久動公憤、且不認前之商務局為我山西代表者、豈能認今之福公司為我山西主人翁乎。某等離開合同之爭之言、不但非野蠻舉動、實所謂文明競爭。
- (61) 「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、『礦務档』一四八五～八七頁。
- (62) こゝの点については、當時の留日学生が鉱山問題にかにつけて革命を鼓吹しようとしていた、という景梅九の回憶からもうかがわれる。前掲『罪案』五五～五六頁。
- (63) 「アロビン・シャリズム」という用語についてば、民国期の連省自治運動を考察したコトの研究から援用した。Keith Schoppa, "Province and Nation: The Chekiang Provincial Autonomy Movement, 1917-1927," *Journal of Asian Studies* 36 no. 4, 1977. Prasenjit Duara, *Rescuing History from the Nation: Quetioning Narrative of Modern China*, University of Chicago Press, 1995, chapter 6.
- (64) 「外務部收山西全省學生薦附福公司與商務局來往函件」、『礦務档』一四九一～一五〇五頁。
- (65) 「外務部收商部文附山西巡撫函言豐公司弁礦章程暨山西學生公稟」、『礦務档』一五一八～一六頁。
- (66) 「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、『礦務档』一四八五～八七頁。
- (67) 前掲『清末山西留学生』、「辛亥人物簡史」(『山西文史資料』第三〇輯)。
- (68) 前掲『山西民意代表』、「山西早期同盟會員錄」(『山西文史資料』第三〇輯)。
- (69) 前掲『山西民意代表』、徐友春「民國人物大辭典」(河北人民出版社、一九九一)。
- (70) 前掲王家駒「山西大學堂初創十年間」。
- (71) 前掲『山西民意代表』一〇九頁。
- (72) 註(65)に同じ。
- (73) 「晉省代表與福公司在外部開議之間答」、『山西礦務檔案』六〇～六五頁。
- (74) 「外務部收直隸總督袁世凱文附合同條款地畝暨認定股分清冊」、『礦務档』一五五八～六三頁。
- (75) 汪敬虞「中國近代工業史資料」(科學出版社、一九五七) 第一輯、下冊、七六五頁。
- (76) 「外務部收英使朱邁典照會附天津日日新聞鈔錄」、『礦務档』一五七八頁。
- (77) 生島廣治郎「山西省の工業發展－北支經濟の研究－」(神戸商業大学商業研究所叢書第五冊、宝文館、昭和十二年)。
- (78) 李尚仁「山西爭礦運動中李培仁殉海的事實真象」(『山西文史資料』第八輯)。
- (79) 「留東學生李烈士培仁殉海絕命書」、『山西礦務档案』八八～九三頁。原文は以下の通り。
- 嗚呼、我最親愛之父老兄弟、我最敬佩之青年志士、我將於是長

別矣。我魂已逝而心尚未冷也、我目未瞑而口尚欲言也。我非甘死好死。我实不忍見彼紫髡綠睛輩之壞我利權、制我死命也。我实不忍見以礦為生之同胞頓失生計、困苦顛連而転死溝壑也。我实不忍見無礦無路之同胞、脂膏既枯、体魄自殞、相率而至於無生類之慘狀。某西人謂中國礦產甲五洲、山西煤鐵甲天下。我同胞何幸生於斯、族於斯、擁此鉄城煤海之巨富。乃以糊塗總理衙門、媚外山西巡撫、於光緒二十四年、私立合同、送福公司、此約一成、則為我二千萬同胞買下予約死券矣。：某今當與諸君永別、請立一誓、有制吾命者、吾亦斃其命。有絕吾生者、吾亦殺其生。山西人未全死、決不令外族侵我尺寸土。記之、記之、勿忘某此言。

(80) 前揭「罪案」五五〇五六頁。

(81) 註(78)に同じ。

(82) 「錄晉報載李烈士事」、「山西礦務檔案」九五〇九六頁。

(83) 前揭「山西辛亥革命史」。

(84) 前揭「退想齋日記」光緒三二年九月十八日。

(85) 「外務部收駐英參贊陳貽範函附訣件」、「礦務檔」一五七一〇七三頁。

(86) 〔德宗庚子錄〕光緒三三年八月壬申、「外務部收山西巡撫文」、『礦務檔』一五七三〇七四頁。

(87) 「外務部收英朱使信」、「礦務檔」一五七六頁。

福公司晋省開礦一事、現在京城會議、以便和平了結各條。：依聞晋省所派梁姓崔姓二人之意想、其距和平了結之宗旨甚遠。蓋該二人慾憑在平定州孟縣等處、屏却福公司而起衝突也。又遣五台縣之段雨田、陽曲縣之范儒煌、平定州之王照及劉昌義四人、赴平定州鼓惑輿情。：該黨於今年九月十三、十五兩日、集會於

平定州爾時用煽惑之言演說。意謂晋省抵制福公司、惟有禁人售給地段之一法。依云、所有太原府之學生紳士等、既有成約、如有人敢私將地段售與福公司、即便殺却。：至晋省所遣梁崔二紳、既陽為和商之貌、乃經查、悉有陰助恐嚇福公司之行。

(88) 「外務部收英使朱邇典照會附天津日日新聞鈔件」、「礦務檔」一五七八頁。

(89) 「外務部收英使朱邇典照會附天津日日新聞鈔件」、「礦務檔」一五七七頁。

(90) 「外務部收山西商務局總弁劉篤敬等稟」、「礦務檔」一五八九〇九〇頁。

(91) この点については、例えば次のような記述を参照。運動が山西における工業化を促したことを行うことができる。「光

緒三三年、晋省礦務自与福公司贖回而後、都人士頗知公司之利益、鼓吹礦權、提倡路政、於工業交通力求進行。而路礦、電燈火柴各公司遂漸次成立」（『山西全省財政說明書』経済学会、一九一四、沿革利弊、各論、一四六頁）。